

令和7年度 重点目標



Ⅰ 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

Ⅰ-Ⅰ 就学前教育の推進

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) 「生きる力」の基礎を培う就学前教育の推進

- ア 就学前教育・保育施設間の連携をさらに深め、質の高い教育・保育が提供できるよう、研究会を通して教職員の専門性を高めます。【指標1】
- イ 芦屋市就学前カリキュラムに基づき、豊かな体験ができる教育・保育内容の充実に努めます。
- ウ 幼児一人ひとりの興味・関心を生かした質の高い教育・保育を提供します。
- エ 芦屋市接続期カリキュラムに基づき、就学前施設*と小学校との円滑な接続を推進します。

(2) 市立幼稚園に求められる役割への対応

- ア 市立幼稚園における3歳児保育の実施について、検証・研究を行います。（*）
- イ 3歳児親子ひろばや未就園児交流会（*）等を継続実施し、地域の未就園児の居場所づくりや子育て支援、子育て相談を行います。【指標2】
- ウ 地域との連携を生かした幼児教育のセンター的役割を担い、家庭の教育力の向上を支援します。
- エ 市立幼稚園での預かり保育*を継続して実施します。

* 岩園幼稚園における3歳児保育は令和4年8月に検証を行い、令和5年度より3年保育を本実施しています。

* 「未就園児交流会」は、名称を「幼稚園で遊ぼう会」に変更して活動しています。

幼稚園3歳児保育の取り組み（ダイジェスト版）
<https://www.city.ashiya.lg.jp/gakkoukyouiku/documents/iwavou3saidaiiesuto.pdf>



◆ 今年度の主な取組

○ 就学前教育・保育施設間の連携を深め、生きる力の基礎となる非認知能力を育むよう、研究会を通して教職員の専門性を高める

- ・ 就学前教育・保育施設の職員がともに研修する機会として、市立幼稚園において公開保育を伴う研究会や研修会を開催し、質の高い教育・保育をとものにめざします。

○ 豊かな体験ができる教育・保育内容の充実に努める

- ・ 地域の自然環境を生かし、地域の多様な人材と連携を進め、幼児の豊かな生活体験や遊びにつなげます。



- ・ 実体験をもとに、より知的好奇心や探究心が深められるように適切にICT※を活用します。
- ・ 幼児同士、異年齢でのかかわり合う場面を多く取り入れ、豊かな体験の充実を図ります。
- ・ 木製玩具で、遊ぶ環境を整え、木のぬくもりを通じて幼児の豊かな感性や発想力、協同性を育む木育を推進します。また、就学前施設や未就園児と保護者にも木育を広め、さらなる就学前施設との交流や子どもと保護者のコミュニティの場につなげていきます。

○ 幼児期と児童期の円滑な接続を目指す

- ・ 芦屋市接続期カリキュラムに基づき、就学前の幼児が小学校施設を利用したり児童と関わったりする体験を通して、幼児期から児童期への円滑な接続をめざします。また、就学前教育・保育施設と小学校間で相互の参観や研究会等を行い学びのつながりや指導方法について理解を深め、発達の連続性を踏まえた教育の充実を図ります。

○ 地域の未就園児の居場所づくりや子育て支援の充実を図る

- ・ 3歳児親子ひろばにおいて、岩園幼稚園の3歳児カリキュラムを取り入れるなど、発達に応じた遊びの内容を工夫し、未就園児親子が安心して過ごせる場づくりを推進します。
- ・ 未就園児の遊びのひろばや園庭開放を通して、保護者同士の交流や地域と連携した子育て相談等、子育て支援の充実を図ります。
- ・ 市立幼稚園合同説明会やオープンスクールの開催、各園のホームページや保育動画の配信、幼児の作品や幼稚園紹介パネルの展示等により、市立幼稚園の保育内容の情報発信に努めます。

○ 岩園幼稚園の3年保育において、3歳児から5歳児の連続した成長を育む教育課程について継続して研究を行う

- ・ 幼児が安心して生活し、様々な実体験を通して心身ともに成長できる3歳児保育を実施します。
- ・ 3歳児教育課程に基づき、3歳児の興味や発達に応じた環境や教師の援助について継続的に研究します。また、4・5歳児の教育課程についても、3歳児からの教育の連続性を踏まえ、工夫改善し、よりよい内容を構築します。
- ・ 就学前教育・保育施設間と3歳児保育について、相互に連携し、ともに研究します。



1-2 「確かな学力」の育成

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) 考える力や創造性を伸ばす教育の推進

- ア 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、カリキュラム・マネジメントを行いながら授業改善につなげていきます。
- イ 算数・数学の学習指導員※（チューター）、小学校の理科推進員※、教育ボランティア※等の指導補助員を継続して配置し、主体的に学習に取り組むことができる学習環境と個に応じた指導の徹底を図ります。【指標3】
- ウ 各教科等において言語活動を充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた実践研究に取り組み、授業改善を進めます。

(2) 情報社会の進展に伴う教育の推進

- ア I人I台タブレット端末等ICT※を効果的に活用しながら、児童生徒が様々な学びをし、主体的に考えを深めることができる授業研究を進めていきます。
- イ ICT※を活用した授業の充実を図り、主体的に情報を収集・比較・選択し、効果的に表現する等、情報活用能力を育成します。【指標4】
- ウ 各学校において生徒指導、人権教育、道徳教育等を通して心豊かに育て、情報化社会で生きるためのモラルの育成に努めます。【指標5】
- エ 今後、児童生徒がタブレット端末による学習活動が円滑に行えるような技能の習得を図っていきます。

(3) グローバル化に対応した教育の推進

- ア 外国や外国人との交流を進めることなどにより、児童生徒の異文化に対する理解や関心を高め、外国にルーツのある児童生徒と相互に学び合い、国際社会への視野を広げます。
- イ 外国語教育の充実をめざし、教職員の専門性を高めるための研修の実施や、専門性の高い外国語講師の配置を行うとともに、中学校との滑らかな接続をめざしたカリキュラムの研究・開発を行い、実践します。【指標6】
- ウ 個に応じるための教材の工夫・開発や新学習システム※等を活用した学習指導を進め、英語力、コミュニケーション力の向上をめざした授業研究を行い実践します。
- エ 外国人児童生徒等に対する日本語指導・支援を充実させるとともに、外国人児童生徒等が、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化の保持・伸長を図れるよう取り組みます。【指標7】
- オ 外国語によるスピーチ等を通して、児童生徒が互いに学びあい高めあう機会を創造します。
- カ 中学校卒業時に英語検定3級以上相当の力をつけるような取組を実践します。

※新学習システム※は、現在兵庫型学習システムに変更となっています。

(4) 自立をめざしたキャリア教育※の推進

- ア 将来への夢や希望を育む指導や子どもたちの発達段階に応じて、キャリアパスポート※等を活用しながら、社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図ります。【指標8】
- イ 地域人材や関係機関との連携を行い、幼児児童生徒が幅広く、豊かな体験ができるよう、計画的に特色ある活動を進めていきます。
- ウ 進路指導の充実に向けて、中学生用進路指導資料「進路の学習」の改訂を行い、最新の情報を提供し、有効に活用します。

◆ 今年度の主な取組**○ 組織的・計画的な取組を進める**

- ・ 全国学力・学習状況調査の分析結果等を踏まえ、全小中学校において、学力向上のための施策（探究的な学び推進事業※）として各校の実態、子どもたち個々人の特性に応じた公正で個

別最適な学びの推進を図ります。

- ・ 外国語教育の充実を図るため、小学校5年生～中学校3年生で外国語指導助手（ALT※）を、小学校3・4年生で地域人材を配置します。また、小学校1・2年生では年間を通じて、外国語指導助手（ALT※）による「英語に親しむ」活動を実施します。就学前教育・保育施設においても英語ボランティアによる英語を使った遊びを取り入れるなど、学びの連続性を踏まえた活動を行います。
- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導・支援を充実させるために、母語支援員・日本語支援員を配置するとともに、来日間もない児童生徒については、小学校2校に芦屋市初期日本語指導教室を設置し、個別支援を行います。また、取り組みの中心となる日本語指導コーディネーターの配置時間を拡充し、各学校での体系的な支援体制の構築を進めます。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への授業補助やコミュニケーションのサポートなど、学校や家庭での支援の充実を図るため、学習用タブレット端末に多言語翻訳アプリを取り入れます。
- ・ 各学校において創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めるために、地域や学校の実態等に即し、学校の特色に応じた適切な教育課程を編成するなど、カリキュラム・マネジメントを行います。

○ 指導方法の工夫・改善を進める

- ・ 1人1台のタブレット端末等のICT※を効果的に活用しながら、主体的に情報を収集・比較・選択し、情報活用能力の視点を取り入れた授業の実践研究を行い、教育内容の質の向上に努めます。また、学校と家庭等をつなぎ学習の連続性を強化することでさらに学びを深め、児童生徒の多様な学び方に応じた教育を探究します。
- ・ 児童生徒の主体的・対話的で深い学びのための意識・実態を把握するため、^{スクリーン}ScTN質問紙※を使って、探究的な学びや個別最適な学びの実現状況を考察したり、授業づくりや学級経営の共通指針として活用したりするなど授業改善に取り組みます。
- ・ 1人1台のタブレット端末の効果的な活用方法を継続的に研究し、授業の工夫改善を進めるとともに、プログラミング的思考及び情報活用能力の育成に向けた取組を実践します。
- ・ 児童生徒が文書作成や表計算、プレゼンテーションソフトを利用するとともに、共同編集やクラウドにデータを保存できるように一人ひとりにアカウント付与し、1人1台のタブレット端末をより活用できるように取り組みます。
- ・ 外国語科では小中連携を積極的に取り入れ、オンラインによる小学生と中学生の交流を進めています。また、市内担当者会では、小・中学校の教員が参加し互いの取り組みの共有・連携を図ります。

○ 主体的に学ぶ態度や意欲を育てる取組を進める

- ・ 児童生徒が、ICT※を活用しながら自ら主体的に考え課題を設定し、情報社会に参画する態度を育てます。
- ・ 公正で個別最適な学びのあり方を研究し、その成果を発信、共有することを目的とした市内教職員による研究



チーム「ONE STEPpers」を中心に、学びの本質を問いながら探究的な学びを推進します。

- ・ 児童生徒が自ら主体的に学びその成果を発表できる場として、「ミライ探Q コンテスト」を開催します。
- ・ 国際社会で主体的に生きるため、異なる文化や価値観を理解しながら、自らのアイデンティティを確立できるよう母語や母文化が尊重される取組を進めます。
- ・ 芦屋市中学生英語スピーチコンテストを開催し、英語への学習動機や向上心及び技能を高める機会をつくり、生徒の個性が光る発表の場を設定します。
- ・ 中学生が海外の学校とのオンライン交流を通じて、他国の同世代の子どもたちと交流することで、英語に親しむ機会を得るとともに、グローバル社会を生き抜くために必要な異文化への理解と尊重する姿勢を培います。

○ 学校間連携の取組を進める

- ・ 児童生徒理解や指導の系統性など小中相互に交流を図り、課題を共有しながら探究的な学び推進事業において、小中連携の取組を継続して進めます。
- ・ 児童生徒の情報モラル向上のため、各校で情報モラルに関する取組を進めるとともに、学校間で情報共有を図ります。

○ キャリアプランニング能力の育成を意識した取組を進める

- ・ 各校にキャリア教育※担当を置き、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実を図ります。
- ・ 生徒の進路選択に必要な最新の進路情報の提供を適切に行うため、中学生用進路指導資料「進路の学習」の改訂を行います。
- ・ 小学校の「自然学校」や中学校の「トライやる・ウィーク※」等、キャリア形成にかかる体験活動及びその事前・事後指導の充実を図ります。
- ・ 兵庫県版「キャリアパスポート※」を活用し、小中の接続を見据えながら、全体計画にそって校内の体系的・系統的なキャリア教育※を組織的に推進します。



学習指導要領で育成することを目指す資質・能力を3つの柱で整理 文部科学省HPより



1-3「豊かな心」の育成

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) 道徳性を育む教育の推進

- ア 「考え、議論する道徳」の授業の充実をめざして、子どもたちが主体的、対話的に学ぶための指導と評価の研究及び実践に取り組みます。
- イ 他者と交流する体験活動や課題解決の学習等を通じて、共生社会に生きる上で必要な道徳的実践意欲と態度や道徳的心情、道徳的価値判断を育みます。
- ウ 小・中学校が連携して「特別の教科 道徳」の時間の相互授業参観、合同研修を実施し、実践的指導力の向上を図ります。【指標9】

(2) 豊かな情操を育む体験活動の推進

- ア 環境体験、自然学校等の体験活動を継続して実施することにより、自然の中で心身ともに調和のとれた子どもの育成を図ります。
- イ 地域に学び、地域で共に生きる心や感謝の心を育みながら、自律性を高めるなど様々な体験活動を通して「生きる力」を育成するトライやる・ウィーク※を継続して実施します。
- ウ 芦屋市造形教育展等を継続して実施し、子どもたちの学習成果を地域、保護者、子どもたちに発信します。
- エ 子どもたちが相互に交流しあう機会として、なかよしフェスティバル、中学校総合文化祭等を継続して実施します。

◆ 今年度の主な取組

○ 「特別の教科 道徳」の実践研究と指導内容の充実を図る

- ・ 「考え、議論する道徳」の授業づくりが深化するよう他者や自己との対話を通して、自己（人間として）の生き方についての考えを深めるための授業や評価の在り方について実践研究を進めます。
- ・ 自分を大切にするとともに、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心を育むよう指導方法を工夫し、思いやりに満ちた人間関係を築くことを通じて、いじめの未然防止や障がい等を理由とする差別・偏見の防止につなげます。
- ・ 学校間において授業を参観するなどの交流を進め、発達段階を踏まえた取組をより一層進めます。

○ 体験活動の充実を図る

- ・ 幼稚園では、身近な自然体験や様々な実体験を通して、豊かな心を育む取組を推進します。
- ・ 小学校では、環境体験、自然学校での体験活動を通して、達成感や充実感を味わえる取組を推進します。
- ・ 中学校では「心の教育」の充実を含めた「トライやる・ウィーク※」や「わくわくオーケストラ※」での体験活動を通して、自己認識や自尊感情を高め、人としての在り方や生き方について考える取組を推進します。
- ・ 市内外にある豊かな自然や芸術・文化に触れる機会を生かした体験活動を推進します。

○ 家庭や地域との連携を図る

- ・ 参観日やオープンスクール等の機会をとらえて道徳授業を公開するなど、家庭・地域と共に、子どもたちの成長を考える取組を進めます。

【参考1】各学校で環境体験事業を充実させるための視点－『環境体験事業実践事例集』（兵庫県教育委員会）より

➤視点1（ねらい） 命の営みやつながり、命の大切さを実感させるプログラムを実施しているか

命を大切にすることをはぐくむ環境体験事業の趣旨を踏まえ、五感を使って感じるプログラムを工夫する必要がある。

➤視点2（計画） テーマ性をもち計画的に実施されているか

「事前～環境体験活動～事後」を含めて全体計画を作成し、指導方法や活動場所を工夫する必要がある。例えば都市部の学校においては、校区内に流れる河川の下流と校区外にある上流の水質を比較したり、校区内の公園と山間部にある緑豊かな森林の様子の違いや共通点を見つけたりするなど工夫し、系統的に計画する。

➤視点3（教育活動の系統性） 子どもたちの成長を捉え、系統性のある体験活動となっているか

生活科や自然学校、他学年の環境教育など学校全体を見通して、身近な自然からグローバルな環境問題まで、系統性のある効果的な教育活動を進める必要がある。

➤視点4（教科等との関連） 環境体験事業と他の教育活動との関連を図る取組となっているか

主として総合的な学習の時間や特別活動に位置付け、各教科や道徳のねらい・内容と相互に関連付けることが重要である。

➤視点5（保護者、地域の参画） 保護者や地域住民と子どもたちの学びや成長を共有し、参画を得る取組となっているか

子どもたちの学びや成長、学校の方向性を保護者や地域住民等に発信し、参画を得ることが重要である。

【参考2】体験活動の工夫について

豊かな情操を育てるためには、地域の自然や風土を生かし、幼児期から体験活動を大切にした実践を引き継ぐ視点が大切である。

【参考3】 兵庫版道徳教育副読本 （「こころはばたく」・「心きらめく」・「心ときめく」・「心かがやく」）

家庭・地域・学校が連携して道徳教育のさらなる充実を図るために県が作成し、小学校低・中・高学年用・中学校用がある。内容は、地元ゆかりのある人物などを取り上げ、読み物教材として家庭での活用もする。

【参考4】「特別の教科 道徳」

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正（平成27年3月27日）し、「道徳の時間」（小中学校で週1時間）を「特別の教科 道徳」として新たに位置付けた（小学校は30年度、中学校は31年度より全面实施）。検定教科書の導入、いじめの問題への対応の充実、発達段階をより一層踏まえた体系的な内容への改善、問題解決的な学習や体験的な学習等を取り入れた指導方法の工夫、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実などの改正の視点が反映されている。

1-4「健やかな体」の育成

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) 体力向上の取組の推進

- ア 学校における全国体力・運動能力調査の結果を分析し、子どもの体力・運動能力向上に向けた指導の改善と幼・小・中が連携し、系統的な指導の実践に取り組みます。【指標10】
- イ 子どもが体を動かすことの楽しさを感じることができるよう機会を増やします。
- ウ 家庭や地域で取り組む子どもの健康・体力づくりについて、啓発・発信します。

(2) 健康教育及び食育の推進

- ア 食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう、食育、健康教育の授業研究を実施します。
- イ 小・中学校において薬物乱用防止等に関する教育を、学校の教育活動全体を通して実施します。
- ウ 適切な食物アレルギー対応ができるように、研修会を継続して実施するとともに、多様化する食物アレルギーに対応できるよう、状況に応じてマニュアルを適宜改訂します。
- エ インフルエンザや風疹、麻疹、新型コロナウイルス等の感染症について正しく理解させ、予防する能力や態度を育成します。

◆ 今年度の主な取組

○ 就学前から主体的に体力・運動能力向上を目指す意欲や態度の育成を図る

- ・ 幼稚園では、発達の特性に応じた様々な遊びを通して、自ら体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにし、小中学校では、子どもたちが体を動かす楽しさや喜びを味わえるよう、仲間とかかわり合って活動する場等の工夫を通して、自ら進んで体力・運動能力を高めようとする意欲や態度を育てます。
- ・ 全国体力・運動能力調査の結果を分析し、各校の課題に合わせた改善策を考察し、体力向上に向け取り組むとともに、数値として測ることが難しい「コーディネーション能力※」の「定位能力※」や「リズム能力※」、「連結能力※」をつけていくための授業づくりを行います。
- ・ 小学校、就学前教育・保育施設間での実践交流を通じて連携を深め、幼児期からの継続的な運動習慣の育成を図ります。
- ・ 小学校では、運動を通して交流会等を実施し、普段の授業等教育活動にも生かしながら子どもの体力向上につながる実践研究に努めます。
- ・ 体育の授業や体育的行事において発達段階などに応じ、安全の確保に努めながら系統的な体育指導を行います。また、屋外遊びの交流を行い、子どもたちの日常的な体力の向上に努めてまいります。



- ・ 健康教育の一環として運動・睡眠・栄養の大切さをより啓発してまいります。

○ 安全・安心な学校給食の実施を図る

- ・ 食物アレルギー事故や異物混入等による事故防止に徹底して取り組むとともに、安全・安心でおいしい給食を提供できるように努めます。
- ・ アレルギー対応マニュアルの改訂を行います。

○ 教育活動全体を通じた食育の推進を図る

- ・ 学級担任、教科担任等と栄養教諭、栄養職員が連携しながら関連教科等において食に関する指導を進めます。
- ・ 望ましい食習慣や食事を通して豊かな心と好ましい人間関係を育てるために、学校給食を「生きた教材」として活用した指導を行います。また、食への正しい理解と高い関心を育む様々な食育に取り組みます。
- ・ 学校給食において、多くの県内産の食材を使用する地産地消週間を実施し、県産品を知るとともに生産者の苦労や思いを感じ、食物への感謝の気持ちを高めるなど、地産地消を取り入れた食育を進めます。また、ブルーシーフードを考えながら、SDGsの観点からも食育に取り組んでいきます。



○ 教育活動全体を通じた健康教育の推進を図る

- ・ インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症について正しく理解し、自ら予防する習慣や態度を育成します。
- ・ 小中学校の保健の授業等を活用し、生活習慣病としての「がん」だけでなく、「子宮頸がん」を含めた「がん教育」、「オーバードーズ」をはじめとした「薬物乱用防止教育」を推進してまいります。また、早期接種の重要性からも子宮頸がんワクチンについて、小中学校の保健の授業で紹介してまいります。

1-5 特別支援教育の推進

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) 多様な教育的ニーズに対応した指導の充実

- ア 個別の指導計画や個別的教育支援計画、個別の年間指導計画等の個に応じたカリキュラムの作成と活用の促進を図ります。
- イ 加配教員や特別支援教育センター※職員などによる巡回指導の充実を図ります。
- ウ 学校園で行われる保育・授業研究や研修会を通じて、教材の工夫や支援の方法、合理的配慮※の実践事例等の交流を図ります。

(2) 相談・支援体制の充実

- ア 特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに応じた教育を受けられるよう、教職員の専門性を高める研修の充実を図ります。【指標ⅠⅠ】
- イ 加配教員や支援員等の効果的な配置を進めます。
- ウ 特別支援教育センター※機能を充実させるとともに、特別支援学校や関係機関を含め、学校園間の連携強化を図ります。

◆ 今年度の主な取組**○ 指導内容の充実を目指し、特別支援教育への理解と専門性の向上を図る**

- ・ 特別な支援が必要な幼児児童生徒について個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別の年間指導計画等を作成し、指導するとともに必要に応じて見直しを図り対応します。
- ・ 特別支援教育センター※専門指導員を幼稚園・小中学校に派遣し巡回指導を行うとともに、学校園の校内委員会や、ケース会議の充実を支援します。
- ・ 学校園で行われる保育・授業研究や研修会を通じて、教材の工夫や支援の方法、合理的配慮※の実践事例等の交流を図ります。
- ・ 子どもの支援に携わる支援員・介助員等も、研修を受ける機会を引き続き設けます。

○ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備する

- ・ 一人ひとりの特別な支援のニーズを把握し、人的配置や学校園の基礎的環境整備を進めます。
- ・ 学校園において、医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、必要な医療行為が受けられるよう看護師等の配置を継続します。

○ 相談・支援体制の充実を図る

- ・ 共生教育※を引き続き進め、多様な子どもたちがいることを前提とし、すべての子どもたちが教育を受ける権利を保障できるよう（ユネスコ「インクルージョンへのガイドライン」より）、各学校園の特別支援教育コーディネーター※を核として、通常学級担任も含めた研修会を開催し、特別支援教育に対する専門性を高めるとともに合理的配慮※の提供等について、教職員の資質向上に努めます。
- ・ 特別支援教育センター※を要としながら、連携する県立芦屋特別支援学校や三田谷治療教育院等が有する専門性を生かし、学校園や保護者への相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 発達段階に応じた適切な支援を行うため、家庭、学校園、福祉・医療・就労機関等との連携体制を構築し、情報交換や交流を行います。

【参考1】 ユニバーサルデザイン教育

- 特別な支援が必要な子どもにのみ対象を限定せず、全ての子どもにとって望ましい学びや発達保障ができるように教育実践をデザインして子どもの学習と発達の権利保障を目指す教育システム（「文部科学省」HPより）

【参考2】 合理的配慮と具体例

- **合理的配慮とは**、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。障がい者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれることに留意する必要がある。

➤ **合理的配慮の具体例****1 教育内容・方法に関する配慮****(1) 学習内容の変更や調整**

- ・ 認知の特性、身体の動きなどに応じて、具体的学習活動の内容や量、評価の方法などを工夫する。
- ・ 卒業後の生活を見据え、人間関係を広げる機会を増やすことに留意する。

(2) 教育方法

- ・ 障がいの状態に応じて、コミュニケーションの方法について配慮する。
- ・ 教材（ICT及び補助用具を含む）の活用に配慮する。

(3) 心理面・健康面の配慮

- ・ 学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして、心理的な不安を除くように配慮する。
- ・ 健康状態により学習内容や方法を柔軟に調整したり、障がいに起因した不安感を解消したりして、自己肯定感を高めるように配慮する。

2 支援体制に関する配慮**(1) 専門性のある指導体制の整備**

- ・ 校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。
- ・ 必要に応じ、適切な人的配置（支援員等）を行うほか、学校内外的教育資源（通級、特別支援のセンター機能、専門家チーム）の活用や連携を図る。

(2) 周囲への理解啓発を図るための配慮

- ・ 集団生活の中でのさまざまな困難について周囲の子どもや保護者、地域に理解啓発を図るための活動を行う。

(3) 災害時の支援体制の整備

- ・ 障がいのある子どもたちの状態を考慮し、災害時の体制マニュアルを作成する。

3 施設・設備面の配慮**(1) 校内環境のバリアフリー化**

- ・ 障がいの状態等に応じた環境にするため、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター等の施設整備を計画する際に配慮する。

(2) 障がい特性に応じた指導ができる施設設備の配慮

- ・ 各教室等の施設設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに日照、室温、音の影響等に配慮する。
- ・ 心のケアの必要な子どもへの配慮を行う。

2 命と人権を大切にする教育の充実

2-1 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) 人権を大切にした教育の推進

- ア 時代の変化と学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に推進します。
- イ 平和教育を通して命の尊さ、平和の大切さを実感させる教育実践を充実させるとともに、人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図ります。
- ウ 芦屋市人権教育推進協議会*やPTA協議会の人権活動への支援を行います。

(2) 「共生」の心を育む教育の推進

- ア 共生社会の実現に向け、関係機関や地域と連携した取組を進めます。
- イ 子どもたちが共に学び合う機会の充実を図り、お互いの違いを認め尊重する心や態度を育みます。

◆ 今年度の主な取組

○ 人権教育の重要性に対する意識を高める

- ・ 人権教育（子どもの人権を含む）をあらゆる教育活動の根幹に据え、定期的な点検・評価を加えながら系統的・計画的に実施し、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、昨今ある様々な人権課題を解決しようとする子どもたちの意欲・態度を育てます。
- ・ 戦争の悲惨さや平和の尊さについて学習するなど、これまで積み上げてきた平和学習を通して命の大切さを実感する教育実践を充実させます。
- ・ いじめ、インターネット（SNS等）による人権侵害、多様な性への理解等、今日的な人権課題に対する関心を持ち、正しい知識と理解を深める取組を推進します。

○ 地域・保護者と連携した取組を進める

- ・ 学校園における取組を家庭や地域に積極的に発信するとともに、保護者や地域の方を講師に招くなど、子どもたちの指導に生かす取組を工夫します。
- ・ 人権意識の高揚を目指し、芦屋市人権教育推進協議会*との連携を図ります。

○ 共生教育の充実を図る

- ・ 帰国した子どもや外国にルーツのある子ども、障がいのある子どもが疎外感を抱いたり、孤立したりすることがないように、学校園での学級づくり、居場所づくりに努めます。
- ・ 芦屋市帰国・外国人児童生徒等支援連絡協議会を開催し、「芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針」を基に各校の現状や課題の交流、先進的な取組についての情報共有を行い、日本語指導の環境を整えます。また、多文化共生担当者会を開き、各学校園において取り組んでいる多文化共生の教育実践、帰国・外国人児童生徒等の受け入れや支援方法の交流を進めます。
- ・ 多文化共生教育に対する指導や理解を深める研修に取り組みます。

2-2 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

◆ 施策の方向性と主な取組

(1) いじめ等問題行動の防止の徹底

- ア いじめ防止基本方針に基づき、アンケートによる情報収集や教育相談の充実等により、いじめ等の問題の早期発見・早期対応に努め、適切な対応ができる体制を整えていきます。
- イ 学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するため、専門家や関係機関との連携を強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ウ 教育課程全般において、いじめ等の問題（インターネットを通じて行われるものを含む）について、主体的に考える機会を設けたり、子どもたちが情報を正しく選択し、判断していく力を身につけたりする取組を推進します。
- エ 保護者に対し、子どもたちが情報を正しく選択し活用できるようインターネット利用に係る弊害やトラブル等についての啓発活動を行います。

(2) 不登校へのケアと支援の充実

- ア 各学校において、子どもの内面理解を根本に置いた組織的な生徒指導の充実や、学校が子どもたちにとって、安心できる居場所となるよう、教育活動の充実を図ります。また児童生徒個々の状況を把握し、不登校の未然防止に努めます。【指標12】
- イ 教職員がカウンセリングマインド*をさらに意識した指導を行い、子どもたちの自尊感情を高める取組を進めます。
- ウ 不登校の状況改善や社会的自立に向けて、学校だけでなく家庭や地域社会、関係機関との連携をより一層深め、個別のケース会議を進める中で、適切な対応を行います。

◆ 今年度の主な取組

○ 命の大切さを実感させる教育活動に取り組む

- ・ 児童生徒の内面を深く理解し、豊かな人間性を育む指導を行います。
- ・ 児童生徒の自尊感情を育み、命の大切さを実感させる教育活動に取り組みます。

○ いじめ問題への対応の充実に取り組む

- ・ 「子どもの権利条約」及び「こども基本法」を十分に理解した上で、児童生徒の気持ちを尊重した指導に努めます。児童生徒の人権に配慮するとともに、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢を心がけ、児童生徒の特徴や傾向をよく理解し、個々の特性や発達段階に応じた指導を行います。
- ・ 「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、学期ごとに行うアンケート調査や教育相談の実施等により、ささいなことも決して見逃さないよういじめ事案の積極的な把握に努めます。
- ・ 教職員の対応力の向上を図るとともに、教職員が一人で抱え込むことなく、組織的に指導を行います。また、学校だけではなく、家庭や地域、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやいじめ問題対策審議会等の関係機関と連携し、未然防止、早期発見、適切な早期対応に努めます。また、指導後も経過観察を行い、再発防止に努めます。
- ・ 学校が組織としていじめの疑いに関する情報を収集し、その情報を関係者が共有した上で対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携することで、重大事態化しないよう努めます。

また、重大事態発生時には、いじめ防止対策推進法やいじめに関するガイドライン等に基づき、迅速・適切に対応します。

○ 組織的対応力の強化に取り組む

- ・ 生徒指導・不登校連絡協議会等、学校間の取組を共有する場を活用し、いじめ等の問題行動の未然防止、適切な早期対応につながった効果的な指導や取組について学び合う機会をつくります。また、小中学校間及び関係機関との連携の強化に努めます。
- ・ 校内いじめ対応チームと、専門家やいじめ問題対策審議会等の関係機関との連携を図り、ケースに応じた専門家の助言を得ながら学校全体で対応力の強化に取り組めます。
- ・ 組織的な校内支援体制の構築のみならず、課題の未然防止につながる予防・開発的な教育相談推進のため、教育相談コーディネーター※の養成及び研修を実施します。
- ・ スクールソーシャルワーカーが定期的に各小中学校を巡回し、学校と外部福祉関係機関とのネットワークの構築や専門的な視点からコーディネートを行う等、学校だけで解決が困難なケースを支援するとともに、スクールソーシャルワーカーの具体的な対応を教職員に示すことで、教職員の対応力等の向上を図ります。
- ・ 教育委員会が顧問弁護士を委嘱し、発生した事案に対して、教育的な視点に加えて法的な視点からの検討を行い、適切な対応に努めます。

○ 不登校対策の強化に取り組む

- ・ 日頃から、全職員が子どもたちの状況を共通理解し、各学校で作成した不登校対策支援プランに基づき、組織的に対応します。また、必要に応じて学校と関係機関が一堂に会して情報交換を行うケース会議を開催します。
- ・ 不登校児童生徒に対し、組織的に適切な関わりができるように、教職員の意識改革を促す研修会の内容をさらに充実させ、教職員の不登校に対する理解、対応スキルの向上を図ります。
- ・ 担当者会の開催や指導主事等の定期的な学校訪問を通して、各学校での状況を分析し、具体的な対応策を協議し、不登校の未然防止、早期発見、適切な早期対応に努めます。
- ・ のびのび学級（適応教室）※の機能を充実させるとともに、学校や関係機関と連携しながら個に応じた適切な支援や校内におけるサポートルームなど、どの子も安心して過ごせる居場所づくりを行います。
- ・ 集団（学級）において過ごしづらさを抱えている児童生徒に対して、PEACE サポーターを各校につき1名配置し、児童生徒の心のケア等の社会的自立に向けた支援を行います。

芦屋市いじめ防止基本方針
https://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/ijime/ashiya_kihonhoushin.html



いじめ対応マニュアル（県）
https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/I0ijimetaiou/pdf/03_manual29.pdf



不登校児童生徒への多様な支援に向けて（県）
https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/I0futoukou/pdf/04_hutoukoushien.pdf



不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン（県）
https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/I0futoukou/pdf/02_minkanguideline.pdf

※教育相談コーディネーターについて
 生徒指導提要（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf



不登校児童生徒を支援する民間施設を活用した
 学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の
 取扱い等についてのガイドライン（市）



<https://www.city.ashiya.lg.jp/gakkoukyouiku/documents/hutoko.pdf>

2-3 防災・安全教育の推進**◆ 施策の方向性と主な取組****(1) 語り継ぐ芦屋の防災教育の推進**

- ア 今後とも、阪神・淡路大震災を風化させないため、震災から学んだことなどを語り継ぐとともに、災害に備える防災・減災の教育を進めます。
- イ 防災教育の内容を教科横断的な視点で、各教科の学習内容と結びつけ、防災・減災の指導の充実を図り、災害時には、自ら考え、判断し、行動する力を育成します。

(2) 地域と連携した安全教育の推進

- ア 就学前施設※・小学校・中学校の交通安全教室や自転車教室を継続実施し、交通安全の意識向上を図ります。
- イ 防犯教室等を継続して実施し、子ども自らが危険を回避し命を守る能力を身に付けるための指導を推進します。
- ウ 芦屋市通学路安全プログラム※に基づき、通学路の合同点検を行政、警察、学校、地域等で連携して実施し、危険箇所の点検・改善を進めます。【指標13】

◆ 今年度の主な取組**○ 学校防災体制の充実を図る**

- ・ 新たな危機事象への対応を踏まえ、「いのちを守る防災マニュアル」をもとに、各学校の災害対応マニュアルを見直すとともに、教職員の危機管理意識や判断力の向上を図ります。
- ・ 「学校園における避難所開設及び運営マニュアル」に基づき、学校運営協議会等の機会も生かしながら、地域と連携し避難所運営の具体的な取組を進めます。

○ 防災意識の高揚を図る

- ・ 震災学習を通して学んだことを語り継ぐとともに、災害に備える防災教育を継続して行います。
- ・ 地域の災害特性を踏まえた実践的な避難訓練等を実施します。

○ 子どもたちの防犯意識の向上を図る

- ・ 小学校2年生・3年生を対象に防犯教室を実施します。
- ・ 関係機関と連携し、幼児児童生徒、保護者及び地域に「子どもを守る110番の家・店」の周知をさらに進め、地域の防犯意識向上に取り組みます。

○ 通学路合同点検の実施を進める

- ・ 芦屋市通学路安全プログラム※に基づき、毎年1中学校区の通学路の安全点検を実施し、子どもたちの安全確保に努めます。本年度は、潮見中学校区の安全点検を実施します。

**【参考】 防災マニュアル**

各学校園が、災害時に緊急対応に使える指針として、主に大地震・大津波発生を想定して、避難所の解説や幼児児童生徒の心のケアについての内容を盛り込み、職員全員がとるべき行動とその手順をまとめ、従来からあった「いのち」を守る防災マニュアルを改訂した。